『不正受給』とならないために

生活保護は、生活に困窮された人の最低限度の生活を保障するとともに、自立をお手伝いすることを目的とした、とても重要な制度です。

生活保護の不正受給は、生活保護制度に対する信頼を損ねることにもつながります。

また、不正受給となった場合、行政処分により保護の受給額に たりえき こうむ ることや、司法処分 (刑事罰) を課されることがあります。

このしおりは、あなたの世帯の収入・資産・状況などが適正に報告され、不正受給とならないために作成されたものです。

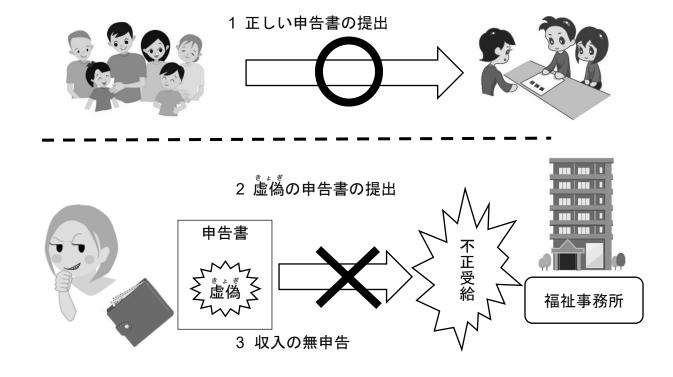
世帯員全員にご確認していただくとともに、お手元に保管して、 必要なときに読み返してください。

> 佐世保市福祉事務所 令和3年4月作成

1 不正受給とは

生活保護を受けている世帯は、世帯の収入・資産・世帯員の状況などに変化があったときには、福祉事務所に速やかに届け出なければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使って、保護費を 受け取ることを「不正受給」と言います。



た。 虚偽の申告や、収入があるのに届け出ないと、「不正受給」となります。

○ 生活保護法 第78条第1項 不実の申請その他不正な手段により 保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を しゃんととうなけんまた しちょうそん ちょう は、その費用の額の全部又は一部 を、その者から 徴 収 するほか、その 徴 収 する額に 100分の 40 を 乗 じて得た額以下の金額を 徴 収 することができる。

2 不正受給となると

1 金銭的に大きな損失となります

例 高校生が月7万円のアルバイトを10カ月した場合

	収入としてみなさない額…C (470,000円)			収入として みなす額…A
届出あり の場合	基礎控除	カせいねんしゃ 未成年者 こうじょ 控除	^{めんきょ} 免許などの つみたてきん 積立金	230,000 円
	204,000 円	116,000 円	150,000 円	
×	収入としてみなす額…B			
届出なしの場合	700,000 円			

70 万円の収入に対する損失額は…

(保護費では) 700,000 円 -230,000 円 (B-A) =47 万円…C ※ 適正に報告した場合に収入としてみなさない額と同額です。

(加算金では) 700,000 円×0.4 (40%) =28 万円…D

※ 届出がない場合、最大で40%の加算金(罰則)が課せられる場合があります。

全部で、75万円となる場合があります。…C+D

- 不正受給となると金銭的に大きな損失となる理由
 - 1 収入に対する基礎控除や未成年者控除、自立更生費(免許などの積立金) などのメリットがなくなります。
 - 2 微収金に対して最大で **40**%の加算金 (罰則) が課せられる場合があります。

2 警察に告訴などがなされることがあります

不正受給のうち、特に悪質であると判断された場合は、警察に対して告訴 などがなされることがあります。

告訴などで実刑となっても、不正受給に対する。徴収金や40%の加算金の 支払いは免除されませんので、多大な損失を被ることになります。

本市においては、近年(平成 30 年)に被害届を提出して実刑(懲役刑) が科せられたケースがあります。

○ **生活保護法**(罰則) 第 85 条 不実の申請その他不正な手段により 「「ここ」である。 本にん をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は 100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

なお、不正受給の微収金は、国税微収法の例により費用微収をする ことが可能であり、未納が続くと、生命保険や預貯金、給料などが差し押さ えられることがあります。本市においては、令和2年度から差し押さえを実 施しております。

福祉事務所では、給与や年金などの収入が正しく申告されているかを確認するために、国の指導により税務調査などを実施しています。不正受給は、調査でわかります。不正受給となり、多大な損失を被らないためにも、必ず適正な報告をしましょう。

3 不正受給とならないためには

生活保護を受けている人が必ず守らなければならない、原則的な義務である『届出の義務』について、十分に理解していただき、次のページからご説明する場面で、確実な届出をしていただくことがとても重要です。





届出の義務は、法律で定められているとても重要な決まりごとです。

○ 生活保護法(届出の義務)第61条 被保護者は、収入、支出その たせいけいではようきょう について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

その1 働きによる収入を届け出る

仕事やアルバイトが決まったときや、働きによる収入があったときは、 必ず福祉事務所に届け出てください。

- ※ 仕事が決まった段階で、速やかにご報告ください。
 - 例 ・ 定期的な収入(給料)
 - ・ 臨時的な収入(ボーナス、寸志、日払いの給料)
 - ・ アルバイト収入(高校生などを含む)
 - ・ 自営業、農業で得た収入
 - 町内会役員などの報酬

ポイント

- 適正に届け出ると、交通費などの必要経費以外に、下記の各種控除があります。
 - 1 基礎控除 (月額 15,000 円~収入に応じて増額)
 - 2 未成年者控除(月額 **11,600** 円)
 - 3 高校生のアルバイトには次の経費も認められます。(※事前の届出が必要です。)
 - ・ 私立高校の授業料の不足分・修学旅行費・クラブ活動費など
 - ・ 自動車運転免許取得費用・大学などへの入学金・就職関連の経費の積立金など

その2 働きによらない収入を届け出る

年金や仕送り、保険の給付金など、働きによらない収入があったときは、 必ず福祉事務所に届け出てください。

- ※ 給付が決定した段階で、速やかにご報告ください。
 - **例** ・ 年金や雇用保険などの公的手当
 - ・ 生命保険の入院給付金や解約返戻金、死亡保険金
 - ・ 親族や友人など他の世帯からの仕送りや援助、借入れ
 - ・ 交通事故や災害での損害賠償金
 - インターネットオークション出品による収入
 - 車、バイク、土地家屋などの資産売却金、賃貸による収入、
 動金返還金、税や保険料の還付金など
- ※ 生活保護では、カードローン、総合口座のマイナスなどの他からの 借金は原則的に禁止されており、収入としてみなされます。総合口座 のマイナスなどで、万が一、借金をした際は必ずご報告ください。

ポイント

- 適正に届け出ると、収入の種類や内容により、自立更生費(収入として みなさない額)が認められる場合があります。
- ※ 自立更生費は事前承認が必要となりますので、収入があったときは 速やかに福祉事務所に届け出てください。

その3 収入の取扱いが決まるまで使わない

報告していない新たな収入が発生したら、速やかに届け出をして、収入の 取扱いが決まるまで使わないでください。

ポイント

○ 収入が発生して届出をせずに使用(消費)した場合や、収入の届出をした後で、その収入の取扱いが決まる前に使用(消費)した場合は「不正受給」となることがあります。

その4 世帯状況が変わったら届け出る

世帯の人が増えたときや減ったときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

- 例 ・ 世帯の人の転出または転入
 - ・世帯の人の入院または退院
 - ・世帯の人の出生や死亡
 - ・ 世帯の人が家を出て長期間不在となる場合など

ポイント

○ 世帯状況が変わったまま届け出をせず保護を受けると、「不正受給」と なる場合があります。世帯状況が変わったら必ず福祉事務所に届け出 てください。

その5 資産を届け出る

資産があるときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

- **例** 生命保険・学資保険・損害保険などの各種保険 (互助会や県民共済を含む)
 - ・土地や建物などの不動産
 - ・ 自動車・バイク・高価な貴金属類など
 - ・ 有価証券、国債、他者に対する貸付(債権)
 - ・ 未払い給与など将来的に現金化できるもの

ポイント

- 資産については、保有できるものと、保有できないものがありますので、 どのような資産でも速やかに福祉事務所に届け出てください。
- 不動産を相続するなど、保護の受給中に新たに発生した資産について も必ず福祉事務所にて届け出てください。

不正受給に関する Q&A

Q1 生活保護をもらう前に起きた交通事故の損害賠償金なんだけど、 返還しなければいけないの?

生活保護を開始する前に起きた交通事故であっても、生活保護を開始した後に損害賠償金を受け取った場合、支給された保護費の中から返還 対象となる額を返していただくことになります。なお、この収入を届け出なかったり、使い込んだりした場合は「不正受給」となります。

また、損害賠償金だけではなく、入院給付金や年金なども同様に、生活保護の開始前に支給される理由が発生し、生活保護の開始後に受給した場合は、返還対象となりますので、使用せずに福祉事務所までご報告ください。

Q2 所有する土地に電信柱があるんだけど、電力会社の持ち物だから報告する必要はないのでは?

所有する土地に、電信柱や自動販売機、公衆電話などが設置されている場合や、新たに設置された場合は、借地料などが発生することがありますので、必ず福祉事務所までご報告ください。

Q3 借金は、借りた相手に返すから収入にならないのでは?

生活保護では、福祉事務所が認めた貸付制度以外の借金は認められていません。それ以外から借りた場合は、原則的に全て収入認定の対象となります。家電の買換えなどの不測の出費が必要になった際に、借金を考えなくてもよいように、普段から計画的な支出を心がけてください。

なお、不測の出費に備えるための、ある程度の貯蓄は認められています。また、借金をした際に、届出をしないと「不正受給」となります。

Q4 高校生の子供が親(世帯主)に内緒でアルバイトをしてたんだけど「不正受給」になってしまうの?

生活保護では、届出のない収入は原則的に「不正受給」とみなします。 そのため、世帯員に高校生などの若年層の方がいる場合や、お子さんが中 学校をご卒業される際は、「不正受給」とならないために、このパンフレッ トの内容について、親御さんからも必ずご説明をお願いします。

(特に、P3についてご説明ください。)

なお、最終的に不正受給になるかどうかは、世帯員や収入の発生状況などを総合的に判断して福祉事務所の会議で決定します。

Q5 年金を5年間過去に 遡ってもらったから、このお金でしばらく 生活保護から自立したいんだけど、できるの?

年金を 遡 って受給した場合、まず、返還対象となる分を返していただき、残ったお金で 6 カ月以上生活できる場合は生活保護から自立できます。年金の受給が分かり次第、必ず福祉事務所までご報告ください。

なお、年金を届け出なかったり、使い込んだりした場合は「不正受給」 となります。

Q6 仕事をして生活保護をやめるつもりだけど、不正受給の 徴 収 金が 残っているんだ。この 徴 収 金を支払う必要はあるの?

生活保護から自立しても、不正受給の徴収金などの債権は、お支払いをしていただかなければなりません。未払いが続くと、税金の滞納と同様に預貯金や給料、生命保険などが差し押さえられる場合もあります。生活保護から脱却しても債権は残りますので、絶対に「不正受給」をしないようにしましょう。

しおりを作成した背景

佐世保市で生活保護を受給されている大多数の人は、適正な収入の届出を しています。

しかしながら、どのような時に収入を届け出る必要があるのかわからず、 残念ながら届出もれとなる人もいます。また、少数ではありますが、意図的 に収入の届出をしないことで不正受給となる人もいます。

このような場合、生活費の面で損をされるだけでなく、生活保護制度に対する信頼を揺るがす原因となります。

このような状況があり、この度、不正受給を防止するためにパンフレット を作成いたしました。

おわりに

不正受給となってしまうのを未然に防ぐことは、本市の生活保護制度を適 正に推進し、制度に対する信頼をより強くすることに繋がります。

本書を読み直していただくことで、不正受給とならないように、定められたルールを守り、正しい届出を心がけてください。

借金問題や急な出費、生活費のやりくりなどの相談事やわからないことが あれば、担当者(ケースワーカー)に遠慮なくお尋ねください。



お問い合わせ先

佐世保市福祉事務所 生活福祉課 電話代表 (0956) 24-1111

〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号